

平成29年分確定申告 納税相談を行います

町では、次ページの日程表により納税相談を行います。地区指定日に来場できない方は、休日相談日(2月18日、25日)や全地区指定日を設けていますので、「ご利用ください。」
 については、納税相談(確定申告)における変更点や留意点についてお知らせします。
 持参するものなど詳しくは、後日全戸配布する「平成30年納税相談のご案内」を
 確認ください。

■主な変更点と留意点

▼電子申告を始めます
 これまで、税務署への申告を紙で行っていましたが、今回の申告から一部、電子申告(e-tax)に変わります。

これにより、お持ちいただいた源泉徴収票の原本や医療費の領収書などその場で返却することができ、また、還付申告による所得税の還付の時期が早くなり利便性が向上します。

なお、電子申告を利用するにあたり、事前に「利用者識別番号」の取得が必要になります。

受付のときに3分程度の時間を要しますので、ご協力をお願いします。

▼医療費は「医療費のお知らせ」で確認できます

医療費の領収書に代わり、保険証などの発行元から通知される「医療費のお知らせ」で支払い金額を確認することができるようになりました。

ただし、税務署から領収書の提示や提出を求められる場合がありますので、5年間は医療費の領収書を保存してください。

▼セルフメディケーション税制と医療費控除を選択することができません

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例のことです。これまでの医療費控除との選択によりどちらか一方の適用を受けることになりません。

Q セルフメディケーション税制とは?

A 健康の保持促進や疾病の予防への取り組みとして始まった制度で、特定一般医療品の購入費用が対象です。

※特定一般医療品とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)からドラッグストアで購入できるスイッチOTC医薬品に転用された医薬品です。

Q セルフメディケーション税制の適用を受ける要件は?

A 健康の保持促進や疾病の予防へ「一定の取り組み」を行っている人が対象です。次の一定の取り組みを行っている場合は、特例

の控除を受けられません。(医療費控除のみ対象)

▽一定の取り組みの例
 特定健康診査、特定保健指導、町が健康増進事業として実施するがん健診、予防接種、勤務先での定期健康診断、保険者(保険証を発行するところ)が実施する健康診査など

Q スイッチOTC医薬品の対象商品は?
 A セルフメディケーション税制の対象になる商品は、パッケージに識別マークが掲載されているものです。購入の際の領収書に★印を付けるなど、対象商品が分かるように配慮されています。

の控除を受けられません。(医療費控除のみ対象)



事前にお申し込みください

消費税申告の相談会

消費税の申告書は、国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。

納税相談会場に備え付けられたパソコンを利用して作成を希望する方は、事前に住民会計課☎役場内線132、134へお申し込みください。

確定申告と納税は正しくお早めに

消費税と地方消費税(個人事業者)

平成29年分の個人事業者の消費税と地方消費税の確定申告は、4月2日が申告・納付の期限です。

平成27年分の課税売上高が1千万円を超える事業者などが対象です。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

☎国税庁ホームページ <http://www.nta.gp.jp> 盛岡税務署☎019-622-6141(代表) 住民会計課☎66-2111内線132

納税相談日程

【会場】総合センター2階「産業経営相談室」

期日	時間	対象地区など
2月	8日(土)	8:45～16:00 年金所得、給与所得のみの方
	9日(日)	8:45～16:00 田子
	13日(木)	8:45～16:00 浦子内
	14日(金)	8:45～16:00 小田、江刈川
	15日(土)	8:45～18:00 全地区 ※時間延長日
	16日(日)	8:45～16:00 四日市
	18日(火)	9:00～16:00 全地区 ※休日相談日
	19日(水)	8:45～16:00 大沢、橋場、野中
	20日(木)	8:45～16:00 平船、星野、馬場
	21日(金)	8:45～16:00 小屋瀬、上外川
	22日(土)	8:45～16:00 田野
	23日(日)	8:45～16:00 中村、寺田
	25日(火)	9:00～16:00 全地区 ※休日相談日
	26日(水)	8:45～16:00 田代、垂柳
	27日(木)	8:45～16:00 五日市、栗山、車門
28日(金)	8:45～16:00 山岸、遠矢場、江刈馬淵	
3月	1日(土)	8:45～16:00 全地区
	2日(日)	8:45～16:00 城内小路、下町
	5日(水)	8:45～16:00 茶屋場
	6日(木)	8:45～16:00 冬部、市部内
	7日(金)	8:45～16:00 泉田、小苗代
	8日(土)	8:45～18:00 全地区 ※時間延長日
	9日(日)	8:45～16:00 名前端、毛頭沢
	12日(水)	8:45～16:00 吉ヶ沢、土谷川、元木
	13日(木)	8:45～16:00 新町
	14日(金)	8:45～16:00 全地区
15日(土)	8:45～16:00 全地区	
19日(水)	10:30～15:00 消費税申告相談 ※要予約	
20日(木)	10:30～15:00 消費税申告相談 ※要予約	

所得税・消費税・贈与税の申告

アイーナ会場を開設します

盛岡税務署では、所得税、消費税、贈与税の申告相談会場を次のとおり開設します。期間中、税務署では申告できませんので、ご注意ください。

- ▶場所 アイーナ7階(盛岡駅西口)
- ▶期間 2月16日(金)～3月15日(土)
 ※2月18日(日)と2月25日(日)は休日相談を受け付けます。
- ▶時間 午前9時から午後4時まで
 ※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますので、午後3時前までのご来場をお勧めします。
 盛岡税務署☎019-622-6141(代表)

はじめてみませんか?

事業所得などの青色申告

青色申告とは、事業所得や不動産所得に係る取引を所定の帳簿に記載し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で、さまざまな優遇措置を受けることができる制度です。

- 【青色申告の主な優遇措置】
- ▶青色申告控除
- ▶青色専従者給与の必要経費への算入
- ▶純損失の繰り越しと繰り戻し
- ※青色申告は3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。
 盛岡税務署☎019-622-6141(代表)
 住民会計課☎役場内線132

